

先物協会ニュース

JCFIA マンスリー

2007年8月号 (No.71)

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY
ASSOCIATION

<http://www.jcfia.gr.jp/>

日本商品先物振興協会 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-9 Tel 03-3664-5731 Fax 03-3664-5733

◆商取法の省令・ガイドライン改正案 会員各社が意見提出	1～6
◆先物協会 第56回理事会 副会長・広報委員長に犬嶋氏を選任	6～7
◆東工取 金先物ミニ取引スタート	7
◆日商協 経営幹部セミナー 「消費者団体が営業停止命令できる時代へ」升田氏	8～9
◆東穀協会 優良外務員育成へ	9
◆大阪証券取引所 金ETFを上場 他のコモディティも可能——北川龍太・執行役員に聞く	10～11
◆[私の意見] 作家・島 実蔵 振興策の限界を破るために	11～12
◆証言・戦後先物史 日商協誕生 福島農水省課長の功績大きい	12～13
◆書籍紹介 商品先物市場発展の条件	13～14
◆先物アーカイブス 米騒動で蛸殻町が震撼した日	14～15
◆本社移転、会議予定	16

商取法の省令・ガイドライン改正案

会員各社が意見提出

広告規制の現実的な適用を要望

ガイドラインは自己責任を求めるものに

農林水産省、経済産業省は、金融商品取引法の施行(9月30日)に伴う商品取引所法施行規則(省令)と委託者保護ガイドラインの改正案を6月30日に公表、7月30日までパブリックコメントを募集した。それに対し、会員各社と先物協会は積極的に意見を提出した。

会員各社及び先物協会が提出した主な意見は次の通り。

商品取引所法施行規則

1: 令第100条の2(広告類似行為)関連

◆既存顧客に対する情報提供が含まれないことを明確にしていきたい。

[理由] 広告規制の法益は、商品取引員が不適当な内容を多数の者に提供することにより新規顧客の獲得を防止することにあるはず。本条の構成要件は「多数の者」と「情報の提供」にある(情報の提供方法については特に問うていない)が、「多数の者」の境界線を数で厳密に線引きすることは難しい。提供しなければならない情報が①商品取引員の商号、②商品取引員である旨、③手数料等、④

取引証拠金の額等、⑤商品先物取引のレバレッジ性、⑥商品先物取引による損失の額が取引証拠金の額を上回るおそれ、⑦日商協に加入していない場合にはその旨——であり、それらについて既に説明を受けて受託契約を締結した委託者を対象とした情報提供は広告類似行為に当たらないと考えられるため。

- ◆法第 213 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項の表示については、広告の目的、方法、媒体等を考慮した現実的な適用が行われるべき。

〔理由〕商品の需給、為替動向、海外市況等の情報提供を目的とした顧客向けのレポート、社名広告（名刺広告）、セミナー告知広告、採用広告においては、手数料や取引証拠金の額を表示する必要はないため。また 15 秒ないし 30 秒が一般的なテレビ・ラジオ CM で、法令に規定された事項の表示は現実的に困難であるため。

- ◆規制の対象となる「広告」を明確にすべき。大量に印刷し、多数配布するものは対象となると思うが、営業マンが説明用に手作りしている営業ツールは規制対象に相応しくない。また日々の相場レポートなど、情報サービスの資料は規制対象にすべきではない。

- ◆「商品先物取引のことなら〇〇会社に」「お客様へのサービス向上に取り組む〇〇会社」といったイメージ広告または名刺広告にも表示項目をすべて記載しないといけないのか。

〔理由〕「認知度アップ」「イメージアップ」を図る広告への証拠金や手数料の記載は不自然であり、その目的とする効果がデザイン面で薄れると考えられるため。

- ◆多数の者というのは具体的には 2 名以上と捉えればよいのか。

2：令第100条の3（商品取引受託業務の内容についての広告等の表示方法）関連

【1項に関連した事項】

- ◆「商品取引員である旨」という点について、商品取引員という言葉自体が一般的ではないため、「日本商品先物取引協会会員」という表現で代替できるようにした方がよい。

- ◆ダイレクトメールによる PR 活動とアンケート調査で、表示方法について明確な基準はあるのか。

〔理由〕ダイレクトメールの返送において、またアンケートの回収結果等に応じて、後日、営業活動が生じる場合も考えられるため。

- ◆取引所、関係協会、業界紙等の他者が作成した既存のパンフレットを配布する場合、表示事項を網羅していない部分は、自社で別紙を添付する等で対応すべきなのか。

- ◆リスク情報の文字の大きさを、明確に文字等級数で指定してもらいたい。

〔理由〕実際の広告ではタイトル、見出し、サブコピー等によって文字の大きさがさまざまであり、「著しく異ならない大きさ」の基準が判別しにくい。仮に、広告のタイトル、キャッチコピー等において使用される文字の大きさに準じた大きさが求められるとなると、広告表現が著しく制限されることになりかねない。

3:令第100条の4(顧客が支払うべき対価に関する事項)関連

- ◆「手数料、報酬その他の対価」と「取引証拠金等」の表示は、上場商品によって異なるため、スペースの限られた広告の中で詳細な表示は不可能。手数料は「証拠金の約〇%～〇%」または「〇万円～〇万円」、証拠金は「総取引金額の約〇%～〇%」という大枠の表現にするか、代表銘柄または最も高額な銘柄の表示、あるいは「手数料、証拠金等は当社ホームページをご参照ください」といった表現の併用を検討すべき。

〔理由〕商品先物市場には現在30を越える取引銘柄と40以上の証拠金基準額があり、かつ毎月の標準価格のスライドで証拠金額が変更される。従って、全商品を個別に広告に掲載することは困難なため。

- ◆受渡しの際、商品によっては必要となる保管料(倉庫料)、倉荷証券の名義書換料等の諸費用が、「顧客が支払うべき対価」から除かれる「受渡しに係る価額」に含まれるか否かを明らかにしていただきたい。

【100条の2～6の全般に関連した事項】

- ◆広告等の規制に係る運用は、取引ルールと受託業務の実情を知る自主規制機関の自主規制に委ねることが適当である。

〔理由〕「顧客の判断」とは、受託契約の締結に際してのものであることを明確にし、自主規制機関の自主規制において、例えば、「受託業務の内容に関する広告」と「商品先物取引に関する知識の提供を目的とする印刷物」との違いなど、手数料や取引証拠金を表示すべき広告と表示を要しないものとを区分して、その適用を定めること。表示すべき文字等の大きさについても法の趣旨に則した表示事例を示すこと等によって、改正法の適切かつ円滑な運用が図られると考えられるため。

4:令第103条の2(事故の確認を必要としない場合)関連

【1項4号に関連した事項】

- ◆「日本商品先物取引協会(日商協)の苦情の解決、あっせん若しくは調停による解決」に関して、現状の日商協の規定では、商品取引員には調停案に対する拒否権がないが、これを認めるべく規定の変更をする必要がある。

〔理由〕紛争解決における透明性の確保には紛争当事者双方の平等性が絶対条件であり、一方に拒否権のない状態では平等性が担保されているとはいいがたい。そこで、日商協の調停案を委託者が受け入れ、商品取引員が拒否する場合は、調停額に相当する金額を同協会に供託した上で提訴することとした方がよい。

【1項7号に関連した事項】

- ◆事故の確認不要の場合について、弁護士代理での和解で支払額1,000万円の根拠及び妥当性について明示してほしい。
- ◆口の「千万円を超えない」とする金額条件は高額すぎる。「140万円を超えない」としたい。

〔理由〕ペイオフによる支払最高額は1,000万円だが、和解の金額としては過大で、相当数の紛議がこの範囲内で解決され透明性が確保できない危険がある。金融

商品取引法と同額程度で、簡易裁判所が取扱える金額(140万円)が適当。

【1項8号に関連した事項】

- ◆1日の損失補てん金額10万円以下の場合について、より具体的な説明を求める。

【1項9号に関連した事項】

- ◆事故による値合金処理で、明確な事務上の誤りに起因したものは金額に関係なく値合金処理し、事故報告だけでいいのか。

〔理由〕 損失補てんに係る確認申請の明確化。

【3項に関連した事項】

- ◆日商協でのあっせん・調停の増加が予想されるため、申立人から申立金を徴収する制度を導入してもよいのではないのか。

【103条の2～5の全般に関連した事項】

- ◆無担保未収金で、貸倒損失処理は顧客が破産・行方不明等で回収の見込みが立たなくなった場合、損失補てんになるのか否か。10万円以下は事故報告だけでいいのか。10万円以上のものは確認申請が必要か。

5:令第104条(受託契約の締結前に交付すべき書面の記載事項等) 関連

【1項9号に関連した事項】

- ◆法第214条の2に掲げる事項の趣旨を明確にしていきたい。

〔理由〕 「～に掲げる事項」という文言を見る限り、法第214条の2第1項または第2項各号に掲げる事項をイメージするが、果たしてその事項のみを書面記載事項にすべきなのか。

6:令第110条の2(取引証拠金等の受領に係る書面の交付) 関連

【1項5号に関連した事項】

- ◆預り証の交付義務で、取引証拠金の種類では本証拠金・定時増証拠金・追証拠金等を区別して記載する必要があるのか。金融機関を介して受領した場合の交付義務の適用除外では、必ずしも顧客の同意書の徴収を必要としないのではないのか。

〔理由〕 ソフトの変更が必要なため。

- ◆「取引証拠金等の種類及び価額」の「種類」を削除いただきたい。また記載する場合は現行「受託契約準則等運用基準」の様式4-1、4-2と同様に「取引、委託、取次、清算取次」の記載に留めていただきたい。

〔理由〕 委託者は、直接か差換えかにかかわらず、商品取引員を通じて日本商品清算機構に証拠金を差入れることには変わりがないため。

【1項6号に関連した事項】

- ◆充用有価証券等により取引証拠金等を受領した場合には、取引証拠金等の価額及び充用価格の記載を要しないこととすべきである。

〔理由〕 充用有価証券の充用価格は毎月変更されることから、充用有価証券で預託された取引証拠金の現在額は変動することとなる。取引証拠金預り証に受領時点の充用価格及びそれに基づく取引証拠金等の価額を記載することとした場合、それを現在額と誤って認識されてしまうおそれがあるため。

【110条の2第1項全般に関連した事項】

- ◆証券保管振替機構に預託されている委託者の有価証券を商品取引員口座に振り替えて充用する場合は、省令第110条の2第1項の規定は適用しないこととしていただきたい。

〔理由〕委託者が証券保管振替機構に預託している有価証券を、日本商品清算機構の充用有価証券預託業務を扱う(株)だいこう証券ビジネスに設定された商品取引員の顧客口振替口座簿に振り替えることにより取引証拠金として充用する場合は、委託者からの差入依頼書の指示により振替処理が行われ、当該依頼書の控えが委託者に交付されることから、金融機関を介する場合と同様に扱うことが適当と考えられるため。

7:令第111条(商品取引責任準備金の積立て)関連

【2項に関連した事項】

- ◆事故率に10を乗じて得た率に相当する金額と10万分の1に相当する金額とのいずれか大きい金額」の規定は、同条第1項のどこにも見当たらないため、修正の必要がある。

【111条の全般に関連した事項】

- ◆商品取引責任準備金の取り崩しを月ごとにできるように変更していただきたい。

〔理由〕責任準備金の本来の目的は商品取引事故による損失への備え。オンライン100%の当社では、事故はまったくないため。

商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン

1: A. 適合性の原則(法第215条)関連

【3. 適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘に関連した事項】

- ◆「受託契約を締結する目的」にも留意することが求められることとなるのは、どのような意味か。具体的にどの様に留意・配慮すればよいのか。
- ◆常に、不相当と認められる勧誘として「元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者に対する勧誘」が追加されているが、元々冒頭に元本を上回る損失が生じるおそれのある取引の勧誘である旨を告げ、勧誘を受ける意志の有無を確認したうえで勧誘を始め、さらに勧誘を受けることを希望しない意志表示をした顧客に対しての勧誘禁止が既に法律で定められていることを考えると、ことさら設けなければならない条項ではない。また万一、取引結果で損失が発生または元本を上回る損失が発生した場合、会社側がガイドラインに明記されている内容について違反していると判断され、顧客との事故に結びつきやすい。
- ◆規制している勧誘の対象を明確化していただきたい。

〔理由〕ガイドラインに示されている基準・目安等は、主として自然人を想定したものとになっていることから、「個人(自然人)」を対象とした勧誘を規制したものと考えられるため。なお、その際には顧客の取引意思を尊重すると同時に、自己責任を求めうるものとしていただきたい。

◆取引員が顧客の適合性に配慮した証拠金設定やロスカット制度を適用している場合には、委託者保護ガイドラインにおける取引未経験者に係る保護措置との選択的な適用としていただきたい。

〔理由〕顧客の取引経験や習熟度等を考慮した基準額以上の取引本証拠金額の適用はレバレッジ性を低減させること、また、ロスカット制度の提供は損失額を抑制させることから、それらの措置は取引限度額を投資可能資金額の3分の1としている委託者保護ガイドラインの保護措置に代わるものと考えられるため。

2:C. 説明義務(法第214条、第217条及び第218条) 関連

【2. 契約締結に際しての説明に関連した事項】

◆レバレッジ性については現状の表現で十分であり、取引の額(総取引金額)の取引証拠金等の額に対する比率云々という表記はかえってわかりにくく、投資家に不親切。同様な広告表現を実施している金融業界の広告はわかりにくく、広告の本分であるわかりやすく伝えるという意義を逸脱している。

【3. 断定的判断の提供に関連した事項】

◆「断定的判断の提供」の禁止で、商品先物取引の専門的知識と豊富な経験を持つ委託者に対しては、商品取引員の言動が「確実であると誤認させるおそれのあることを告げる」に該当しない場合もあるとのことだが、例えば商品先物取引の経験が1年以上ある委託者などが「該当する者」と判断してもよいのか。

先物協会 第56回理事会

副会長・広報委員長に犬嶋隆氏を選任

車田直昭氏、鈴木敏夫氏も理事に

先物協会は7月17日、第56回理事会を開き、理事の補充選任、広報委員長の委嘱、金先物ミニ取引に係る定率会費、市場の流動性向上に係る要望事項、工業品先物市場の競争力強化策に対する協会の基本スタンスなどを決めた。

選任された理事は、犬嶋隆(USSひまわりグループ会長)、車田直昭(ドットコモディティ社長)、鈴木敏夫(明治物産社長)の3氏。また、犬嶋氏への広報委員会委員長の委嘱を承認した。空席の副会長職には、理事の互選により犬嶋氏が選出された。就任日はいずれも同日付け。

理事の補充選任は、現在数が11名となり、定数(10名以上15名以内)の下限に近づいたための措置で、理事会で選任できるが、直近の総会で承認を得る。犬嶋氏は6月30日付でひまわりCXの代表権を喪失したため、同日付けで先物協会の理事、広報委員長を辞任したが、あらためてUSSひまわりグループの会員代表者として選任された。

理事の任期は来年6月の通常総会開催日まで。広報委員長の任期は同総会後の最初の理事会開催日まで。

また、この日の理事会では、同日から東京工業品取引所で取引がスタートした「金

先物ミニ取引」の先物協会会員の定率会費の予納額単価を、通常取引の10分の1の25銭とし、直近の総会に諮ることを承認した。

第62回制度政策委員会(7月9日開催)で検討された市場の流動性向上に係る要望事項は、文章の一部修正を加藤雅一会長に一任したうえで、関係機関に提出することを承認した。

さらに、6月27日付で経済産業省が公表した「工業品先物市場の競争力強化に関する研究会報告書」における具体策(東工取への世界最高水準の電子システム早期導入、取引時間の延長、値幅制限・建玉制限などの取引ルールの緩和、ロスカット取引・小規模取引商品の導入、取引所の株式会社化、商品取引員の事業運営形態の多様化)については、今後のわが国商品先物市場が世界での市場間競争の中で生き残るためには、その実現が必要であり、先物協会としては、その実現に全面的に協力することを決議した。

東工取

金先物ミニ取引スタート

初値は1グラム2,600円台

期待の「金先物ミニ取引」が東京工業品取引所で7月17日にスタートした。記念式典を行い、南學政明理事長が取引開始ボタンを押した。

既存の先物取引(標準取引)に比べて取引単位が10分の1で、証拠金の下限額は約8分の1というのが売り物。取引限月は平成18年8、10、12月の3限月で、初日は24社が取引に参加し、出来高は期先の12月限を中心に2万2,258枚、標準取引の57%となった。「順調な出足といえる」(商品取引員)。

8月限の初値は1グラム2,594円(標準取引は2,612円)で、終値は2,618円(同2,609円)。12月限は初値2,625円(同2,620円)、終値2,624円(同2,618円)と、それぞれ若干の差がついた。

8月13日の12月限の終値は2,560円で、総建玉は標準取引の約23万枚に対し、ミニ取引は約2万3,000枚。

一方、大阪証券取引所は、金価格連動型上場投資信託を8月10日に上場した。競合が注目される。(関連記事10～11ページ)



記念式典



取引開始ボタンを押す南學理事長

「消費者団体が営業停止命令できる時代へ」升田氏 稲垣氏「業績よりコンプライアンス上位の経営」

日商協は7月18日(東京=鉄鋼会館)、同27日(大阪=科学技術センター)の両日、「第9回日商協経営幹部セミナー」を開催した。出席者は東京が120名、大阪が60名。

弁護士の升田純氏は「消費者契約法の改正と商品先物業界——ここまでの消費者保護の流れ」と題し、概略次のように述べた。

「現代の法制度は消費者保護と投資者保護が基盤となっており、商品先物取引はこの双方と関係している取引分野である。6月の消費者契約法の改正により、一定の要件を備えた消費者団体（適格消費者団体、近く内閣総理大臣が数団体を任命する予定）が商品先物取引業者など事業者に対して不当行為の差し止め請求権を認められることになった。事業や営業活動の停止はこれまで主務官庁による行政処分によってのみ下されてきたが、これからは適格消費者団体が、主務官庁とは別に、実質的には行政処分と同様の機能を持つ請求ができるようになる。消費者団体にはマンパワー、資金面での制約があり、どの程度の差し止め請求権を行使するか予測できないが、事業者側は常に差し止め請求の対象になる可能性がある。このことに留意して日常の事業活動、営業活動に当たらなければならない。常に消費者（商品先物取引では委託者）サイドに目を向けていないと取り返しのつかない事態となる。今回の消費者契約法改正は、改正の終わりではなく、改正の始まりである点を経営幹部は認識してほしい」。



升田 純氏



セミナー風景(於鉄鋼会館)

「当面の対策としては、改正法の内容を理解し、契約に係る勧誘の実状の検証と見直し、契約書の見直し、差し止め請求に対する対応策を急がなければならない。また日ごろから消費者団体の動向は、専門紙誌を購読するなどしてキャッチしておく必要がある。会社として、消費者保護の流れとどのように向き合うかを検討しておくことだ。勧誘に関するコンプライアンスの徹底が一層重要性を増すことになる」。

また、稲垣隆一弁護士は「経営トップが取り組むべき課題と役割——適切な内部統制の構築義務」と題し、以下のように述べた。

「国際競争戦略としての消費者保護の強化が叫ばれているが、それは、昭和時代の消費者保護基本法が、平成に入ってから消費者基本法へと変わった点に端的に表れている。消費者は保護される対象から独立した主体へと180度転換したことを意味する。公益通報者保護法や消費者契約法における団体訴権はこうした一連の流れの中で生

まれた。このような司法化社会において、コンプライアンス経営の構築が急務となっている。その際に最も大事なことは、経営トップが基本方針を明確にすることであり、単に『コンプライアンス経営を構築せよ』というだけでは、業績の低下、管理コストの増大からくる現場の混乱を收拾できない。トップが明確化すべきは、業績が低下しても、管理コストが増大しても、コンプライアンス経営が大事だという価値の序列の明確化である」



稲垣 隆一氏

「価値序列が整理されていなければ、社員は矛盾した価値序列に翻弄され、コンプライアンス経営を実現しようという求心力が失われる。その結果、コンプライアンス経営は実現できない。コンプライアンス経営は全社員の課題であり、業務そのものである。従ってコンプライアンス経営の設計は業績設計であり、管理コスト計画そのものである。管理体制を整備するに当たって、十分な経営資源（ヒト、モノ、カネ）を配分しないことには何も生まれない」。

東穀協会

優良外務員育成へ

TGA制度に加え「Profit特別講座」を開設

東穀協会（多々良義成会長）は、このほどTGA 制度に加え、新たに外務員のパワーアップを目指し「Profit 特別講座」を開設することを決めた。開設記念の第一弾として8月27日から29日まで3夜連続で、日本を代表する一級のテクニカルアナリストによるセミナーを開催する。

このセミナーの愛称はProfit（Professional Intelligent Trading = 専門的知識を踏まえて行う取引）。お客様に大いにProfit（利益）を上げていただくのが主眼となる。開設記念セミナーの概要は次の通り。

- ▼主 催 東穀協会
- ▼日 時 8月27日(月)から8月29日(水)まで3夜連続。いずれも17:30～19:00(90分)
- ▼会 場 東穀取2階大会議室
- ▼テーマ 「テクニカル分析でよむ相場動向——農産品、為替、原油など」
- ▼講 師 8月27日(月) 小沢文雄氏
8月28日(火) 野川 徹氏
8月29日(水) 木村喜由氏
- ▼定 員 150名（申し込みは1社10名まで、定員オーバーの場合は抽選による）
- ▼受講料 無料

大阪証券取引所は金の価格に連動する金ETF (Exchange Traded Fund=指数連動型上場投資信託)を8月10日に上場した。初値は1グラム2,580円で、初日出来高は21万3,680口に達した。

上場したのは野村アセットマネジメント(株)が管理・運営するETFで、最低売買単位は10口(10グラム)。現在なら1口投資額は2万6,000円程度と個人の資産運用に利用が見込まれている。同種の商品はすでに海外の主要取引所で売買されていて取引規模が拡大しているといわれるが、日本では個人投資家が対象になり、7月からスタートした東京工業品取引所の「金ミニ取引」とどう影響しあうのか関心は高い。



大阪証券取引所

上場の狙い、また通貨や海外の株価指数、金以外のコモディティを対象としたETFの上場など、将来の展望について同取引所の執行役員北川龍太氏に聞いた。

——今年でデリバティブ市場創設 20周年にあたるそうですが、順調に実績をあげておられる。

北川 当所ではヘラクレスなど株式現物市場の他、日経225という株価指数先物取引を上場し、先物やオプションなどデリバティブ取引に力を入れてきました。本年1月から6月までのデリバティブ取引高でいうと東証の1,569万枚、商品4取引所の3,651万枚、東京金融先物取引所の3,814万枚に比べて、当所は4,583万枚になっています。

問い合わせ、パンフレット請求多数

——今回の金ETF上場の狙いはどこにありますか。上場後の見通しは。

北川 アメリカでは金ETFや各種の指数ETFなどが上場されていて、資産規模も桁違いに大きいのが現状です。当所も株価指数のETF以外になにを上場すべきか検討していましたが、金がいいのではないかという意見が多数を占めました。

分散投資の対象としての金に関心が高かったようです。ただ苦労したのは法律上の問題です。金価格に連動する債権(リンク債)を組み入れて、間接的に金価格に連動する有価証券にするということでクリアしました。

成功するかどうかは結果によりますが、広報への問い合わせやパンフレットの請求などは多数にのぼりますので、ある程度は期待していいのではないかと思います。

——新聞報道では東証は現物が受渡しできる金ETFを考えているとのことですが。

北川 具体的なことは聞いていませんのでコメントは避けませんが、法改正があればグラムあたり円建て、現物受渡しでも問題なくスムーズに上場はできるでしょう。

——大証は新興国の株価指数や通貨に連動したETFなども考えておられるようで

すが、コモディティを対象にしたETFは今後も計画があるのですか。

北川 いま具体的にこれという商品はありません。有価証券以外の新商品導入も検討していますし、原油やガソリン、他の貴金属などもニーズがあれば金と同じ方法で上場は可能だと思います。

——最後に将来の展望は。

北川 現物株式については、いまでは上場銘柄の8割ぐらいがジャスダックやマザーズ、ヘラクレスといったベンチャー市場からスタートしていますので、こちらにも力を入れていきます。

昨年、株式だけの出来高では世界の14位前後でしたが、デリバティブ取引を含めると26位に後退してしまいます。オプション取引が盛んな韓国にはもちろん、台湾にも勝てないでいます。この順位をなんとか一桁にし、アジアでトップクラスの取引所になりたいと願っています。

私の意見 作家 島 実蔵

振興策の限界を破るために

この数年、勧誘規制の是正で営業マンがとまどっているようだ。長年、営業実務や社員教育、管理部門を統括してきた経験からみると、外務員の資質は他の業界と比べて遜色がないどころか優秀な者が多かった。経営努力を軽視するわけではないが、業界の業績好調の歴史は外務員の対面勧誘技術に依ってたつところが少なくなく、これに異論をはさむ者は少ないだろう。

ただ昔から心配だったことがあった。営業マンのレベルに格差があるということで、真正面から商品先物のすばらしさを説明できる者と、そうではない者がいたことだ。結果として紛議となり社会悪と指弾される過当勧誘の類は、その多くが営業に自信がない外務員の強引な勧誘行為に起因する。下世話な言い方をすると「ウデがないから無理をした」営業のとどのつまりである。

返還遅延も同じことで、お客様に利益がでると直ぐにお届けして喜びを噛みしめてもらうのが本道で、次の取引も同じ会社の同じ外務員に指名がかかるという良い循環につながる。ところが、自信のない外務員ほど返還を躊躇しがちで、一旦お返しすると他の会社、他の外務員に乗り換えられるのではないかという恐怖心から、ずるずると遅らせてしまい、その間に建玉をすすめて返還の必要が無いようにと、妙な努力をしてしまう。

では他の業界には粒揃いの営業マンが揃っているかということ、事情は変わらない。違うのは、営業力の格差を別の方法でカバーしてきたことにあるのではなかろうか。

対面の勧誘行為は、①興味をもってもらい→②仕組み・ルールを紹介→③営業マンとして信頼を獲得し→④求められればいま注目の銘柄を紹介して→⑤相場の材料を提供→⑥取引の動機付け→⑦委託者の決断を待つ→⑧受託契約→⑨取引証拠金をお預りし→⑩取引の指示を受ける。



島 実蔵氏

この流れのなかで営業力の優劣が極端に影響するのが③から⑥までだ。これは株式や投資信託などの金融商品でも、物品販売でも同じで、社会から求められている理想的営業行為が誰にでも可能なら心配はないが、格差はどうあがいても存在する。

バブル以前の証券会社の店頭には「推奨銘柄」が貼りだされ、営業力のない外務員のなかには「絶対に儲かる」風の営業トークをする者がいた。眉につばをつけながら買ったものだが、そうした勧誘は今は少ない。

では、どんな理由で売買しているのかというと、他から情報を得ていて、その代表が情報誌である。書店には「株で儲ける奥義書」とか、「株で3億円、勝利の鉄則」「たった5分で儲ける方法」「いま絶対に買いたい銘柄」など、すごい題の本が並んでいて、その内容も能力のない証券マンよりも強烈的な勧誘トークが目を引く。つまり、善し悪しは別として、材料の提供や動機付けなど、勧誘の能力不足を「書籍」がカバーしている。

だが、仕組んで分業が成立しているとは思えない。証券業界は不況の最中でも出版業界や業界紙誌を大事にして協力を求めたのではないか。格差のある営業力や不況で控えめになりやすい啓蒙活動を、他の業界にカバーしてもらおうことに見事に成功している。

どうかすると狭い業界内だけで対応策を求めがちだが、それには限界があるように感じられてならない。出版業界に限らず経済界や学会、他の金融業界や行政にも積極的に助成を求めることが必要なのではないだろうか。関西では大学や経済諸団体、行政も動きはじめていると聞くが、東京を中心に全国的な拡がりにしていく必要がある。商品先物は社会に欠かせない金融システムだからこそ、真摯に現状を吐露すれば振興と活性化には喜んで協力がえられるものと信じているのだが。

証言・戦後先物史

日商協誕生 多々良義成豊商事相談役に聞く

福島農水省課長の功績大きい 株式公開ラッシュ支える

——平成3年に全協連(全国商品取引員協会連合会)が発展的に解消して社団法人日本商品取引員協会(旧日商協)が発足します。それまでの全協連は任意団体だったので、業界の中核団体に法人格を持たせたいというのは商品先物業界の悲願でもあったわけですね。

多々良 旧日商協の誕生にあたっては、若干前置きが必要でしょう。当時、アメリカがくしゃみをすると日本は風邪をひくといわれたものですが、商品先物業界に限っては風邪もひかない状況でした。それというのが、アメリカと日本の先物業界の格差が余りにも拡大したからです。それまでは行政のスタンスが規制、規制の一点張りでしたから。この彼我の懸隔を埋めなくてはならないというのが主務省の考えでした。規制から育成へと180度方向転換が図られることになります。特に農水省の商業課長だった福島啓史郎氏はこの格差是正が急務の課題だとお考えになった



多々良義成氏

と思います。

——確かに福島さんは商品先物市場を委託証拠金ベースで10兆円市場にしようと大きな目標を掲げ、当時その積極策が話題を呼びました。

多々良 この時の福島さんの構想を一課長の発言とみるのは早計です。日本の行政機構において、課長の権限は極めて大きいものがあります。昔のことになりますが、業界のある大御所に担当課長が叱り飛ばされたことがあります。その時、農林大臣だった安倍晋太郎先生に呼び出され、お目玉を食らいました。本省における課長の地位の高さを知らないのか、というわけです。課長が意思決定の中核にいて、大臣などより課長が上だぞというわけです。

——その課長がアドバルーンを上げるということは影響力は大きいですね。

多々良 その通りです。平成2年の商取法改正で早速、福島構想が実を結ぶことになります。この時の法改正の目玉が商品ファンドと自主規制団体の設置でした。そのころ商品先物業界にも株式公開の動きが出てきておりましたが、消費者金融、商品先物等の業種は未公開の分野といわれたものです。ある時、日本証券業協会(日証協)の松岡常務理事と株式公開について話す機会があって、業界の自主規制団体がいないことには株式公開はなかなか難しいということでした。だからなんとか法改正の中にそれを盛り込んでもらいたいと陳情したわけです。

この点では商品先物業界の意見は決して一枚岩ではありませんでした。お役所の出先機関のようなものはいらないじゃないか、といった意見ですが、主務省はわれわれの意向をくんでくれて、旧日商協が誕生するわけです。

——旧日商協の設立準備委員長には多々良さんが就任されました。通常、設立準備委員長が新団体の長に就くもので、当時マスコミも新会長は多々良さんだと報じていたと思いますが、フタを開けてみると違っていました。

多々良 確かにそういう雰囲気になっていましたね。恥をさらすようですが、事実、私もその気になっていましたからね。結果的には三井物産フューチャーズ会長の堀野和夫さんが初代会長になられて、正解だったと思います。いずれにしても旧日商協の誕生によって商品先物業界の株式公開がスムーズに進展するようになり、すでに10数社がジャスダック等に上場されたわけで、その面からも自主規制団体の設置は意義あることだし、福島啓史郎氏の功績は大きいと思いますね。

書籍紹介 「商品先物市場発展の条件」 河村 幹夫 著

3項目の緊急提言でエール送る

商品先物市場は海外では依然として高成長を続けているが、日本は反対に沈滞の極みにあるとの評価が定着しつつある。そうした中で、日本市場が国際競争力を持ち、健全な発展を遂げるにはどうすればよいのか、について緊急提言しているのが本書である。著者は多摩大学統合リスクマネジメント研究所長である河村幹夫教授で、商品先物分野に精通した第一人者と言ってよい。



河村氏はこの中で、3項目から成る緊急提言をしている。それは、①先物業界として「顧客との共生」を確認するマニフェストの公表と実行、②商品取引所から「先物取引所への進化」を通じて「全産業のインフラ」になろうとする決意の確認、③「資産運用型総合金融サービス業」への早期業態転換一である。

まず初めに、取引員自身の自覚が求められている。今日の苦境のルーツが顧客の利害を軽視し、他方で取引所や規制当局・関連団体に対し、勇気を持って堂々と主張をしてこなかったところにあると指摘。業界全体として顧客軽視の姿勢に対する反省を明確な形で表明すべきだとしている。

次に、商品取引所から金融サービス分野をも包含する「先物取引所への進化」を説いている。先物取引の持つ「将来の価格変動リスクを管理する」という機能に対するニーズは、金融サービス分野を含む「全」産業分野にわたって広がるはずだと予想。商品取引所から先物取引所に進化する過程で、規模と機能の拡大を目指すさらなる取引所の統合、24時間取引の実現、取引所の財務状態の強化と株式会社化、取引員の機能強化、新しい規制・監督機関の設置(日本版商品先物取引委員会、CFTC - Jなど)といった諸課題に取り組まなければならないと強調している。

そして、最後に最も重視しているのが「資産運用型総合金融サービス業」への業態転換である。先物取引の二義的な機能である「資産運用機会の提供」は、法人・個人の資産形成の機会を与えるという大きな意味があり、早期業態転換により積極的な貢献ができるという。

著者の河村教授は「わが国の商品先物業界には将来の成長を約束する要因とか条件とかが数多くある」とし、それに知恵とガッツを持って挑戦する気概が必要だと説き、「数多くの和製メラメッド(シカゴ・マーカントイル取引所名誉会長)の出現を期待してやまない」とエールを送っている。(時事通信社商品経済部長 倉沢章夫)

米騒動で蛸殻町が震撼した日

大正7(1918)年8月13日

暴徒と化した2万人、取引所を襲う

警官隊を指揮する正力松太郎

米屋町と称された日本橋蛸殻町の一番長い日、それは米騒動がピークを迎える大正7(1918)年8月13日のことだ。この日蛸殻町はかつてない騒乱で緊迫した。米価高騰に怒った群衆が東京米穀商品取引所(東米商)をめがけて押し寄せた。東京朝日新聞はこう報じた。

「蛸殻町へ向かえる群衆は桜橋を渡りて茅場町に出て、商店の硝子戸に投石し、喚声をあげて鎧橋の警戒を突破し、午前9時半ごろ蛸殻町の取引所へ殺到したるが、いち早く急報に接せる久松署は警官非番全部300名を間隔なきまでに配置して食い止めたるため群衆はたちまち撃退されて、やけ半分に付近の株式仲買店に投石し、

水天宮との間で警官隊とにらみ合い、形勢ははなはだ物々しかりしが……」。

暴徒たちにとって“本の丸”ともいべき蛸殻町の米穀取引所は警戒が厳重で、到底立会場に乱入するのは無理とみたのであろう、周辺に散り、八つ当たりの体。久松署が米穀取引所をがっちり防衛したのは、そこでは「暴落立会」が演じられていたからと推察される。米相場の指標である

東米商の期米相場が大暴落を続けている最中だったから、当局とすれば、何としても立会を続行して、米価が安値をつけるのを見守りたかったのであろう。

そして、夜のとぼりがおりののを待って暴徒は再び蛸殻町を襲撃する。中外商業新報(現日本経済新聞)が一番詳しく報じている。

「午後9時ごろ北島町(現茅場町)通りにて警官隊に制せられつつ茅場町方面に前進したる数千の大群は期せずして米穀取引所に向かい、鎧橋を渡りて蛸殻町停留所より左に曲がり、米穀取引所方面に押し入らんとしたるも、多数の警官が小網町入口を固めて、さえぎり群衆は鎧橋際より蛸殻町通り一面に潮の如く満ち、2万と称せられたり。……そこここにて警官と群衆とが鬨の声を挙げて競り合いを演じ、警官中負傷したるものあり。正力方面監察は渦巻の中に巻き込まれ、後頭に重傷を負い、鮮血淋漓たるを払いもやらず……」。

警官隊を指揮していて負傷する正力方面監察とは、後に読売新聞社主となり、プロ野球の父と呼ばれる正力松太郎のことだ。この夜の武勇伝は後に、正力松太郎伝の1ページを飾ることになる。

電気消し、息殺す仲買人

蛸殻町に居並ぶ数10軒に及ぶ仲買店はいずれも街燈を消したばかりか、室内の電気を消して、表戸を堅く閉ざし、息を殺して、群衆が去るのをひたすら待った。8月14日の東米商は立会停止となる。15日付東京毎日新聞は「取引所大恐慌、期米市場遂に立会を休会す、正米は実に5円方の大暴落」と報じた。東米商の立会は4営業日停止のあと、8月19日に再開するといきなり値を飛ばす。

政府は暴利取締令を発動して相場師たちを次々と市場から追放し、立会停止を強行しても相場はなかなか鎮静化しない。それというのが、米価高騰の要因が作柄不安、金融超緩慢、寺内内閣によるシベリア出兵などによるものであったから、強権によって鎮まるはずもない。9月21日、寺内内閣は失政の責任を取って総辞職に追い込まれる。



米騒動の記事差し止めを報する都新聞

本社移転

◆第一商品は8月1日付けで、本社を東京都渋谷区神泉町9番1号(神泉プレイス)に移した。なお、電話番号、FAXに変更はない。

◆ローズ・コモディティは7月2日、本社を大阪府中央区南船場2-12-5(心齋橋イーストスクエア7階)に移した。電話番号は06-4560-1956(代表)。

先物協会の今後の会議等の予定

第57回	理事会	9月12日(水)	12:00～	先物協会・会議室
第63回	制度政策委員会	9月21日(金)	14:00～	先物協会・会議室
